



いわき市指令第10779号
令和6年2月9日

いわき市鹿島町下矢田字沢目4-10
株式会社 リビングソーラー
代表取締役 小野 信彦 様

いわき市長
内田 広之



令和5年12月26日付で申請のあった「いわき市女性活躍推進企業」については、いわき市女性活躍推進企業認証制度取扱要綱第7条第2項の規定により認証します。

なお、認証書については、別途交付します。

1 認証書交付日

令和6年3月21日

2 認証期間

令和6年3月21日から令和9年3月31日まで

3 条件

いわき市女性活躍推進企業認証制度取扱要綱第9条の規定により、申請要件を欠くと認めた場合は、認証を取り消すとともに認証書を返還していただくことがあります。

**【参考】 いわき市女性活躍推進企業認証制度取扱要綱
(認証の要件)**

第3条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす市内企業等をいわき市女性活躍推進企業として認証する。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の別表に掲げる規定を遵守するため、必要な措置が就業規則等に記載され、取組が行われていること。
- (2) 女性の活躍推進及び従業者の仕事と家庭の両立支援のための、次に掲げる取組を合わせて7以上行われており、かつ、実際の取組の内容が確認できるもの（関係規程、行動計画、社内報、新聞記事等）を書面で提出できること。ただし、行われている7以上の取組には、イ及びウの取組についてはそれぞれ2以上、エの取組については1以上含まれていること。
 - ア 育児・介護休業法の育児関係及び介護関係の規定の内容を上回る制度の整備
 - イ 女性の活躍推進に関する取組
 - ウ 仕事と家庭の両立支援に関する取組
 - エ 市が指定する講座の受講
- (3) その他の法令上又は社会通念上、認証するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。

女性活躍推進企業（新規）

株式会社 リビングソーラー

【事業概要】

- 事業内容 太陽光発電システム・蓄電池システムの販売、LED 照明機器・省エネ機器の販売、住宅リフォーム業
- 代表者 代表取締役 小野 信彦
- 従業員数 10名（男性 5名、女性 5名）
- 所在地 いわき市鹿島町下矢田字沢目4-10

【企業からのメッセージ】

弊社は女性が働きやすい環境を大切にしています。女性のスキルの向上や成長を応援し、柔軟な働き方やキャリアの選択肢を提供しています。女性の多様性を大切にし互いにサポートし合い、全社員が能力を最大限に発揮できるよう努めて参ります。

女性活躍推進企業（新規）

トラスティ保険有限会社

【事業概要】

- 事業内容 損害保険代理業、生命保険代理業
- 代表者 代表取締役 門林 茂雄
- 従業員数 10名（男性 6名、女性 4名）
- 所在地 いわき市内郷御台境町御台28-2

【企業からのメッセージ】

保険募集事業にとって、高い業務品質とお客様に寄り添うホスピタリティがとても重要です。この実現のためには、女性の感性がかかせません。このため当社では、常勤役員3名のうち1名を一般従業員の女性から登用し、この人を中心に女性チームだけの会議、スキルアップ講習などを実施しています。